

# シリーズ企画

## オリンピックと屋内全面禁煙法・条例(その44)

- 都条例案、従業員いる飲食店は原則禁煙
- 都が子どもを受動喫煙から守る条例施行
- 大阪市、大阪府が受動喫煙防止を強化
- 生駒市、喫煙45分内のエレベーター使用禁止

北九州市医師会広報委員会委員  
産業医科大学産業生態科学研究所 教授 大和 浩  
健康開発科学研究室

### ①東京都条例案、あいまいな面積基準を外す

昨年9月に発表された都条例案では「バー、スナック等の面積30平方メートル以下で、従業員を使用しない店、又は全従業員が同意した店、かつ、未成年者を立ち入らせない店は、利用者が選択可能な掲示を義務付けた上で、喫煙禁止場所としない」とされていました(本誌1月号参照)。しかし、オーナーから「うちは喫煙で良いよね」と求められれば、弱い立場の従業員は同意せざるを得ません。

4月20日、面積基準を外して「従業員を雇っている飲食店は原則禁煙」というスッキリした条例案が発表されました(図1)。

受動喫煙を防止する観点からは、「従業員の健康を障害する権利はオーナーにも客にもない」というネットの書き込みこそ正論です。

2004年、世界で初めて屋内を全面禁煙とする法律を施行したアイルランドで、吸わないバーの従業員の呼吸機能検査結果で咳・痰や眼・鼻の症状が改善したことが報告されています(Am J Crit Care Med. 175: 840-845, 2007)。これらのデータを示しながら「従業員がいる店舗は喫煙禁止」とした方が世論の賛同も得やすいと思います。都の調査

では従業員を雇用している店舗は全体の84%ということですから、一気に禁煙化が進むことが期



図1. 強化された東京都条例案

待できます。東京五輪のホストシティとして6月の都議会で条例を成立させて欲しいと思います。

### ②喫煙可の店は子ども連れで入れない

本誌12月号で紹介していましたが、都条例が4月から施行されました。

第六条 家庭等における受動喫煙防止等  
保護者は、家庭等において、子どもの受動喫煙防止に努めなければならない。  
2 喫煙をしようとする者は、家庭等において、子どもと同室の空間で喫煙をしないよう努めなければならない。

幼稚園の先生から「子どものバッグを開けた時や子どもを抱っこした時、タバコの臭いがする」と聞いたことがあります。街中でも子どもが乗っているのに自家用車内で喫煙している保護者をしばしば見かけます。努力義務であっても条例ですから今後は注意することが出来ます。子どもが受動喫煙にさらされている環境は減っていくことでしょう。

第七条 家庭等の外における受動喫煙防止  
保護者は、家庭等の外においても、受動喫煙を防止する措置が講じられていない施設又は 喫煙専用室その他の喫煙の用に供する場所に、子どもを立ち入らせないように努めなければならない。

子どもを喫煙専用室に連れて行くことが出来なくなり、また、ファミリーレストランであれば自動的に禁煙席に案内され、全面喫煙のお店であれば「お子様連れの方はご遠慮願います」となり、以前紹介した図のような光景は東京都ではみられなくなるはずです(図2、図3)。

4月12日、全国に184店舗を運営する串カツ田中が「ほぼすべての店舗を全面禁煙とする」と発表しました。条例が施行された都内に99店舗あること、「お子様サービスを充実している串カツ田中の在り方を再検討」「店舗で働く従業員の受動喫煙もなくなり、労働環境も改善」が理由として述べられていました。日経新聞に大きく取り上げられていますから(図4)企業イメージも大幅にアップしますし、この記事の効果で受動喫煙を敬遠する若者



図2. 喫煙室に連れ込まれた子ども



図3. ファミリーレストランの喫煙席で食事する子連れ家族

のアルバイトの募集も容易になることでしょう。福岡市にも3店舗(大名、薬院、KITTE博多)があります。禁煙化される6月1日以降に「禁煙だから来ました」と店員さんたちを応援に行こうと思っています。そして、禁煙店は大繁盛、喫煙店は閑古鳥、という状況をつくっていきたいと思います。

**日本経済新聞**  
2018年4月27日(金)

トップ 経済・政治 ビジネス マーケット テクノロジー 国際・アジア スポーツ 社会

---

**串カツ田中が全面禁煙を発表 6月1日から約180店舗で**  
ビジネス  
2018/4/12 14:40

保存 共有 印刷 投稿 ツイート その他

串カツ田中(3547)は12日、6月1日からほぼ全店舗の約180店で全面禁煙にする  
と発表した。子供連れの家族などに配慮し、受動喫煙防止を促す。

串カツ田中によると、居酒屋チェーンでのほぼ全店の禁煙化は初めてという。従業員の受動喫煙も避けられるため、労働環境の改善につなげる狙いもある。

串カツ田中の店舗数は現在184。立ち飲み3店舗は全面禁煙の対象ではないという。  
(日経QUICKニュース(NQN))

図4. 都内で99店舗を営業するチェーン店が全面禁煙



治体や官公庁などに広がって欲しいものです (図7)。

実は、この「45分間」は私たちが高橋教授に提供したデータです。数年前、「喫煙後の息が何分ぐらいタバコ臭いか調べて欲しい」とリクエストがありました。某事業場の職員にお願いして、タバコを吸う前の呼気に含まれる総揮発性有機化合物 (Total Volatile Organic Compounds: TVOC) \*を測定し、屋外で1本の喫煙してもらい、その後5分おきに呼気のTVOCを測定させて貰いました。「喫煙前の値に戻るまで45分」が北陸の大学と生駒市のルールに採用されたわけです。「あさチャン」「スッキリ」「Zip!」「ヒルナンデス」から電話取材があり、図8のように私のコメントが紹介されました。その後、奈良県庁では「45分」という時間を設定せずに、「喫煙した後はエレベーターの使用を禁止」という強力なルールを導入しました。つまり、勤務日は朝から退勤するまで喫煙出来ないこととなります。県庁の強力ルールはきっと、奈良県内の自治体にも広がるでしょう。このルールが全国の高層ビルに入居している企業でも採用されれば、勤務日は吸えないサラリーマンが増え、禁煙を決意する人を増やすことになると思います。禁煙外来も繁盛することになるでしょう。

\* : シックハウスビルディング等の調査で使用される室内汚染の指標



喫煙後45分間 エレベーターの利用禁止 奈良 生駒 NHKニュース

図7. 奈良県生駒市、喫煙後45分間はエレベーター使用禁止



図8. 朝の情報番組で紹介された生駒市の新ルール